

建築工事設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務
2. 業務目的 本委託業務は、生駒南小学校・生駒南中学校整備事業を目的とした基本設計及び実施設計の委託業務を行うものである。
なお、設計にあたっては、令和7年3月に策定した「生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画」並びに令和6年6月に策定した「第3次生駒市教育大綱」等に基づき、その理念と方針を実現した設計とするものである。
3. 計画施設概要
本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。
 - (1) 施設名称 (仮称)生駒南小中一貫校
 - (2) 敷地の場所 生駒市 萩原町 地内 (生駒南中学校敷地及び生駒南小学校敷地)
 - (3) 施設用途 学校
令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第7号第1類とする。
4. 履行期間 契締結日から令和8年3月31日まで
単年度の予算措置であることから令和8年3月31日を期限とするが、業務の進捗によっては双方協議のうえ期間の見直しを行うものとする

4. 特記仕様書の適用

- (1) 本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については、☒印が付いたものを適用する。
・ 印に ☐印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ☐印と ☒印が付いた場合は、共に適用する。
- (2) _____ 印又は×印で抹消した事項は、適用しない。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件(現状)

生駒南小学校

- a. 敷地面積 約 14,600 m²
- b. 用途地域 第一種住居区域(建ぺい率60%、容積率400%)
- c. 防火地域 防火 ・ 準防火 ☒指定なし
- d. 地域・地区等 建築基準法第22条区域、15m斜線高度地域
市街化景観計画区域
- e. その他 公共下水道処理区域外

生駒南中学校

- a. 敷地面積 約 16,600 m²
- b. 用途地域 第一種住居区域(建ぺい率60%、容積率400%)
- c. 防火地域 防火 ・ 準防火 ☒指定なし
- d. 地域・地区等 建築基準法第22条区域、15m斜線高度地域
市街化景観計画区域
- e. その他 公共下水道処理区域内

(2) 施設の条件(計画)

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業

- ・敷地面積 約 26,500 m²
敷地形状は、生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画のⅡ 計画地概要
(2) c.敷地周辺インフラ参照すること(別紙1)
- ・施設の各延べ床計画面積
 - 校舎 9,920m²
 - 屋内運動場 1,730m²
 - 付属施設 120m²
 - 学童保育施設 420m²
 - 総合計 12,190m²
- ・主要構造 鉄筋コンクリート造
 - ・階数 地上4
 - ・耐震安全性の分類
 - 構造体 II 類
 - 建築非構造部材 A類
 - 建築設備 乙類

(3) 事業の概要

- ・(仮称)生駒南小中一貫校は、生駒南小学校及び生駒南中学校校舎を解体し、現生駒南小学校と生駒南中学校敷地を一体とし敷地中央に施設一体型小中一貫校を新設する。
- ・必要な室等:生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画のⅢ 施設計画
(2)所要室一覧による。(別紙2)

(今回の工事順序の想定)

- ・(仮称)生駒南小中一貫校の新設工事に伴い、仮設プレハブ造校舎の建設及び現生駒南小学校の内装改修工事を行い、工事中の仮設生駒南小中学校校舎とする。
生駒南小学校の内装改修工事が完成の後、生駒南中学校校舎の解体を進める。
小中一貫校新校舎完成後、仮設生駒南小中学校校舎(仮設プレハブ造校舎とも)を解体する。

(4) 建設の条件

- a. 予定工事費
 - 仮設校舎リース業務 280,600,000 円(消費税抜)
 - 生駒南小学校校舎等解体工事 274,360,000 円(消費税抜)
 - 生駒南中学校校舎等解体工事 268,600,000 円(消費税抜)
 - 生駒南小中一貫校新校舎建設工事 5,898,000,000 円(消費税抜)
- b. 建設工期等
 - ・仮設校舎リース業務
令和8年度11月から工事予定(令和8年度4月公告予定)
 - ・生駒南小学校内装改修工事
令和8年度6月から工事予定(令和8年度4月公告予定)
 - ・生駒南中学校校舎等解体工事
令和8年度3月から解体工事予定(令和8年度12月公告予定)
 - ・生駒南小中一貫校新校舎建設工事
令和9年度9月から工事予定(令和9年度6月公告予定)
 - ・生駒南小学校校舎等解体工事
令和11年度4月から解体工事予定(令和10年度1月公告予定)

- c. 工事内容
- 仮設校舎リース業務
特別教室を配置した仮設校舎リース業務
理科室、理科準備室 各2室、被服室、被服準備室 各1室
美術室、美術準備室 各1室、技術室、技術準備室 各1室
音楽室、音楽準備室 各1室
※生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画策定業務の
[検討資料・調査資料] 1.検討資料(3) d.仮設校舎の検討を参照とする(別紙3)
 - 生駒南小学校内装改修工事(仮設生駒南小中学校校舎)
SCRの間仕切り壁の追加 2室
特別教室の実験台、作業台、調理台などの高さ変更
職員室等の家具増設、レイアウト変更等
昇降口の下駄箱増設
※生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画策定業務の
[検討資料・調査資料] 1.検討資料(3) d.仮設校舎の検討を参照とする(別紙4)
 - 生駒南中学校校舎等解体工事
生駒南中学校校舎、屋内運動場、プール及び外構雑物等の解体工事
(その他遊具、倉庫等の解体も含むものとする)
 - 生駒南小中学校新校舎建設工事
生駒南小中学校新校舎等の建設工事、メイングラウンド及びサブグラウンドの整備、
外構工事
 - 生駒南小学校校舎等解体工事
生駒南小学校校舎、屋内運動場、プール、学童施設及び外構雑物等の解体工事
(その他遊具、倉庫等の解体も含むものとする)

Ⅱ 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築工事設計業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。

1. 管理技術者等の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法による建築設備士
 - ・ (社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者

設備設計担当者の資格要件は次による。

- 建築設備士若しくは建築設備士に準ずる資格を有する者

2. 業務計画書

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書を作成する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3ヵ年程度の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- (2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3ヵ年程度の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- (3) 担当技術者の担当業務分野、氏名、年齢、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3ヵ年程度の同種又は類似業務の実績
- (4) 業務の一部を再委託場合は、協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容

3. 設計業務の内容及び範囲(官庁施設の設計業務等設計基準及び参考資料による)

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計(生駒南小中一貫校校舎新設工事及び擁壁改修に係る部分に限る。)

- 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- 建築(総合)実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を 除く)
- 建築(構造)基本設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を 除く)
- 電気設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を 除く)
- 機械設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を 除く)

(2) 追加業務の内容及び範囲

○ 積算業務

- 建築積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
- 電気設備積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
- 機械設備積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)

○透視図作成等

〔 種類(鳥観:校舎全体(2面) 内観:ホール等)

判の大きさ(A3)

枚数(各1)

額の有無(有)

材質(アルミ) 〕

○模型製作

- ・模型の写真撮影

○計画通知手続業務(手数料の納付は含まない。)

○関係法令等に基づく各種申請手続き業務(事前協議等を含む。)

○建築基準法第85条に基づく許可申請

○都市計画法に基づく事前協議及び許可申請

今回の設計業務に伴う敷地内の擁壁改修の要否については、基本設計において関係部局との協議により改修の範囲、工法等を選定するものとする。ただし、既存の擁壁図面が無いため、各協議に必要な現地調査、図面作成等は本業務に含むものとする。

※擁壁改修の実施設計については、基本設計完了時において調査職員との協議により決定するものとする。

○景観法に基づく通知(事前協議(景観アドバイザー会議への参加)を含む。)

○消防等関係各課との協議等

○その他必要なもの

○省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

○リサイクル計画書の作成

○概略工事工程表の作成

○住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)

○日影図の作成(法令等に基づくものを除く。)

○建築物の利用に関する説明書作成

○アスベストの有無に関する分析調査及び事前調査報告書の作成

(事前調査は石綿含有建材調査者の有資格者で行うこと)

また、分析調査の検体数は事前に現地にて再度確認し、実施検体数を調査職員に書面にて報告すること。

(想定数量 定性分析 生駒南小学校 63検体、生駒南中学校 47検体)

(JISA1481-1又はJISA1481-2に基づき分析を行うこと)

生駒南小学校

○本館

外部(目地及び建具シーリング含む) 3検体

内部 床 2検体、壁 1検体、天井 4検体

○南館

外部(目地及び建具シーリング含む) 3検体

内部 床 1検体、壁 1検体、天井 5検体

○東館

外部(目地及び建具シーリング含む) 5検体

内部 床 4検体、壁 2検体、天井 4検体

○屋内運動場

外部(目地及び建具シーリング含む) 6検体

内部 床 6検体、壁 3検体、天井 4検体

○プール棟(学童保育室を含む)

外部(目地及び建具シーリング含む) 4検体

内部 床 3検体、壁 1検体、天井 1検体

生駒南中学校

○本館

外部(目地及び建具シーリング含む) 3検体

内部 床 4検体、壁 3検体、天井 10検体

○南館

外部(目地及び建具シーリング含む) 4検体

内部 床 2検体、壁 1検体、天井 3検体

○東館

外部(目地及び建具シーリング含む) 2検体

内部 床 1検体、天井 5検体

○屋内運動場

外部(目地及び建具シーリング含む) 5検体

内部 壁 1検体、天井 1検体

○プール棟

外部(建具シーリング含む) 2検体

(3) 設計に必要な調査業務等

○土質調査業務

生駒南小学校敷地

土質ボーリング及び標準貫入試験(φ66、8ヶ所、長さ10mを想定)を行う。

生駒南中学校敷地

土質ボーリング及び標準貫入試験(φ66、8ヶ所、長さ10mを想定)を行う。

ボーリング孔のいずれかで下記の調査を行うこと。

ただし、調査場所は調査職員との協議し決定すること。

孔内水平載荷試験 4か所、土質試験 4資料(土質試験の項目は下記による)

土粒子の密度試験、土の粒度試験(Ⅰ)フルイ・沈降、土の粒度試験(Ⅱ)フルイ、土の液性限界試験

土の塑性限界試験、土の湿潤密度試験、土の一軸圧縮試験、段階載荷による土の圧密試験

土の透水試験(変水位)

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当っては、設計業務等委託契約書及び建築設計業務共通仕様書に記載の書類を遅滞なく提出すること。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他 ()

(4) 適用基準等

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。(各最新版とする)

a. 共通

- 建築設計業務等電子納品要領
- 建築CAD図面作成要領(案)
- 公共建築工事積算基準
- 建築物解体工事共通仕様書
- 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 設計マニュアル
- 建築工事における建設副産物管理マニュアル

b. 建築

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- 建築設計基準・同解説
- 建築構造設計基準・同解説
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事標準詳細図

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)

d. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築設備工事内訳書標準書式(設備工事編)
- 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)

(4) 貸与資料等

a. 既存設計図書等

- 既存建築物設計図書一式

b. 既存資料

- 既存敷地調査資料(柱状図)

c. 資料の貸与

貸 与 資 料	適用
・アスベスト分析調査結果(生駒南小学校外壁・生駒南中学校外壁)	PDFデータ

(5) その他、業務の履行に係る条件等

a. 指定部分の範囲

- 指定部分の履行期限

仮設校舎リースの実施設計に係る成果物

令和7年度12月末

擁壁改修工事の基本設計に係る成果物

令和7年度12月末

生駒南小学校内装改修工事の実施設計に係る成果物

令和7年度12月末

b. 成果物の提出場所及び期限 生駒市 都市整備部 施設マネジメント課

令和8年3月19日

c. 成果物の取扱について

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、生駒市が行う事務並びに生駒市が認めた公的機関の広報に無償で使用する
ことができる。この場合において、著作権名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた
場合は、この限りでない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

5. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計(擁壁改修工事については、a,b,e,fの項目とする。)

成果物	部数	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
a. 建築(総合)			
○ 建築総合設計図 計画説明書 仕様概要表 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 矩計図(主要部詳細) 外構図	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
○ 工事費概算書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
○ 仮設計画概要書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
b. 建築(構造)			
○ 建築(構造)基本設計図書 構造計画説明書 構造仕様概要書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
○ 工事費概算書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
c. 電気設備			
○ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
○ 工事費概算書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
d. 機械設備			
○ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
○ 工事費概算書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
e. その他			
・ 透視図	各 1 部		
・ 模型			
○ リサイクル計画書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
○ 設計説明書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
○ 概略工事工程表	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
○ 関係法令チェックリスト	各 1 部	紙ファイル綴じ	A3版
○ 地盤調査結果報告書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4版
f. 資料			
○ 各種技術資料	一式	紙ファイル綴じ	A3版
○ 各記録書	一式	紙ファイル綴じ	A3版

(注) : 建築(構造)の成果物は建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
: 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
: 建築(意匠)の設計図は、適宜、追加してもよい。
: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。
: 図面は、各データをCD-Rにまとめ提出とする。

(2) 実施設計

(生駒南小学校内装改修工事、生駒南小学校解体工事、生駒南中学校解体工事の部数は()で示す)

[illegible]

成果物等	部数	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
c. 電気設備			
① 電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 雷保護設備図 受変電設備図 構内情報通信網設備図 幹線系統図 電灯コンセント設備系統図 電灯コンセント設備平面図(各階) 動力設備系統図 動力設備平面図(各階) 弱電設備系統図 弱電設備平面図(各階) 火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図(各階) エレベーター、エスカレーター等の設備図 屋外設備図 太陽光発電設備図	各 4 部 (各2部)	二つ折り	A3版
① 電気設備設計計算書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
① 計画通知図書	各 1 部		建築(総合)と合本
・ 中高層建築物の届出書	各 1 部		
① 各種計算書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
① 工事費内訳書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4

成果物等	部数	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
d. 機械設備			
○ 空気調和・換気換気設備 - 仕様書 - 敷地案内図 - 配置図 - 機器表 - 空気調和設備図 - 換気設備図 - 自動制御設備図 - 屋外設備図	各 4 部 (各2部)	二つ折り	A3版
○ 給排水衛生設備設計図 - 仕様書 - 敷地案内図 - 配置図 - 機器表 - 衛生機具設備図 - 給水設備図 - 排水設備図 - 給湯設備図 - 消火設備図 - ガス設備図 - 屋外設備図	各 4 部 (各2部)	二つ折り	A3版
○ 昇降機設備図 - 昇降機設備図	各 4 部 (各2部)	二つ折り	A3版
○ 空気調和設備設計計算書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 給排水衛生設備設計計算書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 昇降機設備設計計算書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 計画通知図書	各 1 部		建築(総合)と合本
○ 工事費内訳書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
成果物等	部数	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
e. 建築積算			
○ 建築工事積算数量算出書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 建築工事積算数量調書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 見積書等関係資料	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 営繕工事積算チェックリスト			
f. 電気設備積算			
○ 電気設備工事積算数量算出書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 電気設備工事積算数量調書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 見積書等関係資料	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 営繕工事積算チェックリスト			

g. 機械設備積算			
○ 機械設備工事積算数量算出書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 機械設備工事積算数量調書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 見積書等関係資料	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 営繕工事積算チェックリスト			
h. その他			
○ 透視図	各 1 部		
・ 透視図の写真			
○ 模型	各 1 個		
・ 模型の写真			
・ 防災計画書			
○ 省エネルギー関係計算書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ リサイクル計画書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 設計説明書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 概略工事工程表	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 工事期間中の安全計画書等	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
f. 資料			
○ 各種技術資料	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 構造計算データ	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4
○ 各記録書	各 1 部	紙ファイル綴じ	A4

- (注) : 建築(構造)の成果物は、建築(意匠)実施設計の成果物の中に含めることができる。
: 建築総合の設計図は、適宜、追加してもよい。
: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。
: 電子データ等の提出については、「建築設計業務等電子納品要領(案)」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。
: CADデータの保存形式等については、業務着手時に調査職員と協議すること。
: 工事費内訳書及び見積比較表は、『営繕積算システムRIBC2((財)建築コスト管理システム研究所)』により作成すること。

(3) 実施設計(仮設校舎リース)

成果物等	部数	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
a. 建築(総合) ① 建築(総合)設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 矩計図 展開図 天井伏図 平面詳細図 部分詳細図 建具表 外構図 総合仮設計画図 ・ 計画通知図書 ・ 中高層建築物の届出書	1部	二つ折り	A3版

成果物等	部数	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
c. 電気設備 ① 電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 雷保護設備図 受変電設備図 構内情報通信網設備図 幹線系統図 電灯コンセント設備系統図 電灯コンセント設備平面図(各階) 動力設備系統図 動力設備平面図(各階) 弱电設備系統図 弱电設備平面図(各階)	1部	二つ折り	A3版

火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図(各階) ⑤ 電気設備設計計算書 ・ 計画通知図書 ・ 中高層建築物の届出書 ・ 各種計算書	1部	紙ファイル綴じ	A4
---	----	---------	----

成果物等	部数	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
d. 機械設備			
⑤ 空気調和・換気設備 - 仕様書 - 敷地案内図 - 配置図 - 機器表 - 空気調和設備図 - 換気設備図 - 排煙設備図	1部	二つ折り	A3版
⑤ 給排水衛生設備設計図 - 仕様書 - 敷地案内図 - 配置図 - 機器表 - 衛生機具設備図 - 給水設備図 - 排水設備図 - 給湯設備図 - 消火設備図 - 厨房設備図 - ガス設備図	1部	二つ折り	A3版
⑤ 空気調和設備設計計算書	1部	紙ファイル綴じ	A4
⑤ 給排水衛生設備設計計算書 ・ 計画通知図書 ・ 中高層建築物の届出書	1部	紙ファイル綴じ	A4
成果物等	部数	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
e. 建築積算			
・ 建築工事積算数量算出書 ・ 建築工事積算数量調書			
⑤ 見積書等関係資料 ・ 営繕工事積算チェックリスト ・ 工事費内訳書	1部	紙ファイル綴じ	A4

f. 電気設備積算 - 電気設備工事積算数量算出書 - 電気設備工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 - 工事費内訳書	1部	紙ファイル綴じ	A4
g. 機械設備積算 - 機械設備工事積算数量算出書 - 機械設備工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 - 工事費内訳書	1部	紙ファイル綴じ	A4
h. その他 - 透視図 - 透視図の写真 - 模型 - 模型の写真 - 防災計画書 - 省エネルギー関係計算書 - リサイクル計画書 - 設計説明書 ○概略工事工程表	1部	紙ファイル綴じ	A4
f. 資料 ○各種技術資料 - 構造計算データ - 各記録書	1部	紙ファイル綴じ	A4

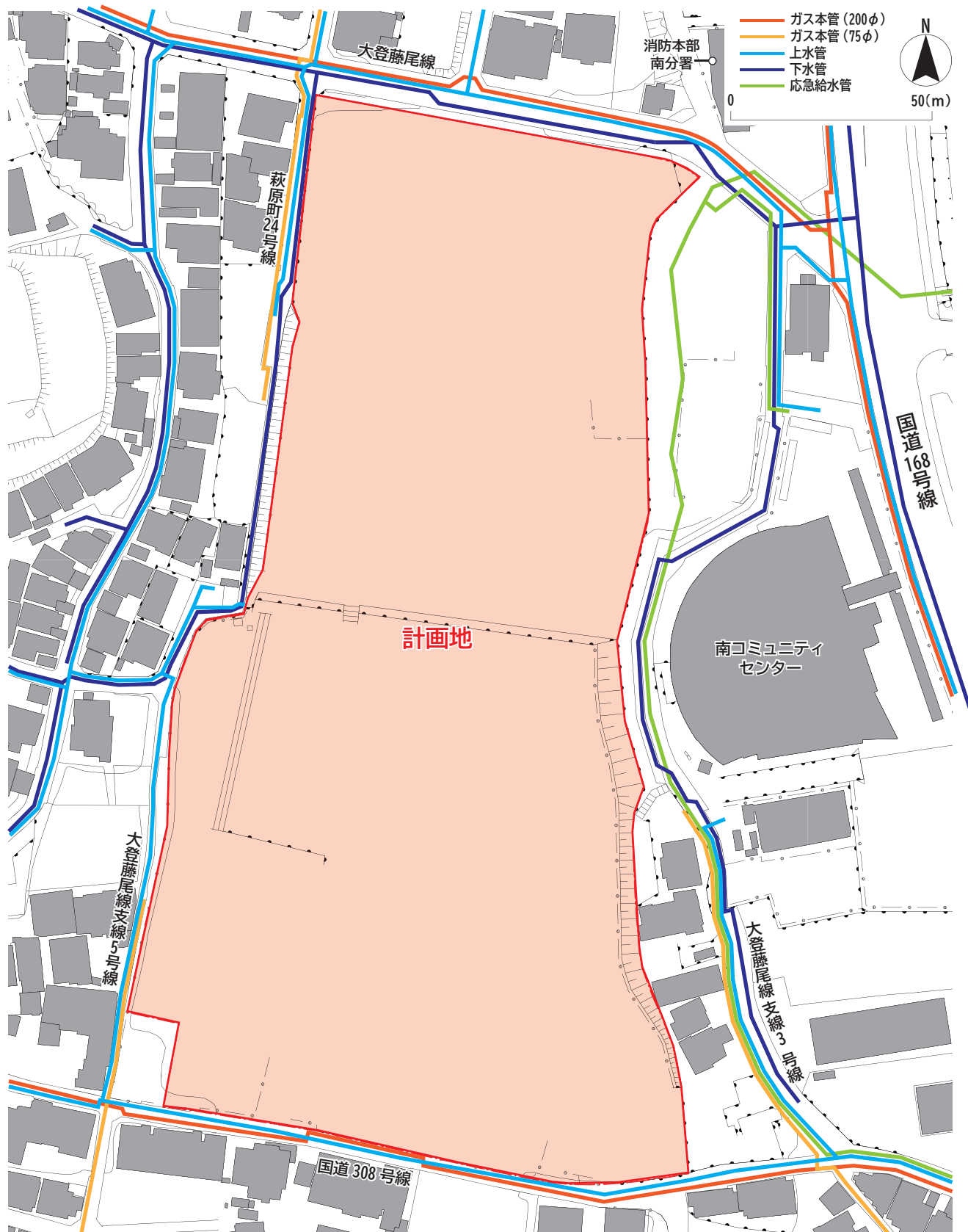
(4) その他の成果物

成果物等	部数	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
a 共通事項 ○関係法令チェックリスト ○建基法、消防法等提出図書 ○諸官庁等許認可・届出書類 ○打合せ記録 ○設計図等のCADデータ	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	紙ファイル綴じ 紙ファイル綴じ 紙ファイル綴じ 紙ファイル綴じ 	A4 A4 A4 A4 CD-R等にて提出

(注) : 図面は、各データをCD-Rにて提出とする。
: その後も全て同様にデータ提出とする。
: 本市の検査合格後、製本図面4部提出すること。ただし、以下のものは、
生駒南小学校内装改修工事、生駒南小学校解体工事、生駒南中学校解体工事の部数は
各2部ずつとする。

■c. 敷地周辺インフラ状況

現況の敷地周辺インフラ状況について以下に記載します。



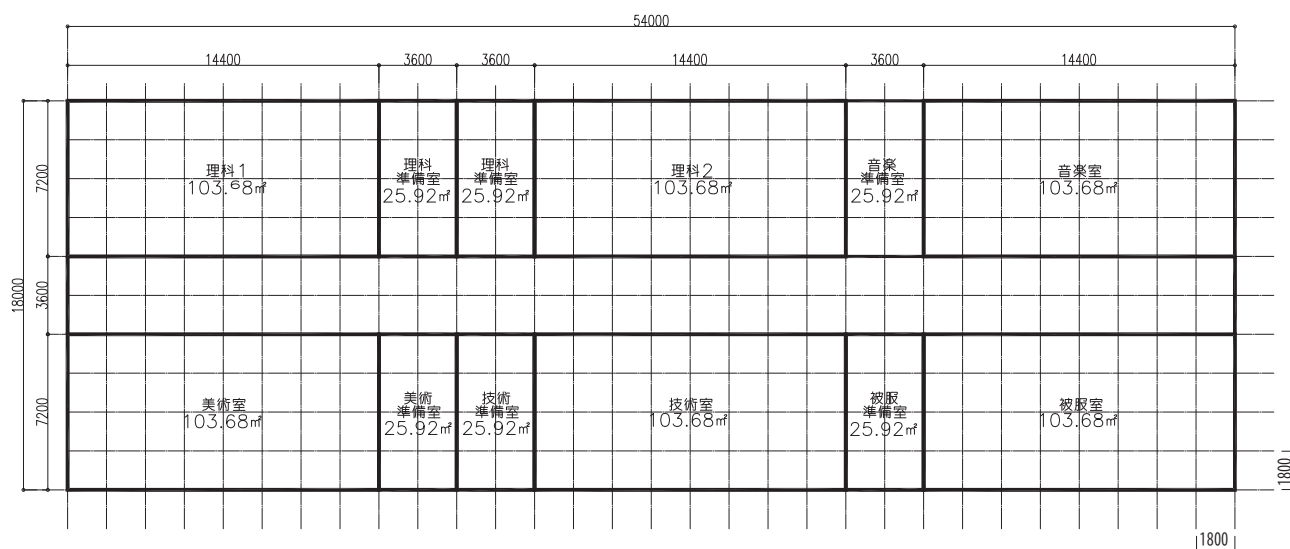
(2) 所要室一覧

所要室について以下を目安とします。

■校舎

		室数	単位面積 (㎡)	面積 (㎡)	備 考
普通教室ゾーン	普通教室(1-2年生)	4	108	432	学習空間8.0m×11.5m、デン空間4m×4m
	普通教室(3-6年生)	8	84	672	学習空間8.0m×8.5m、デン空間4m×4m
	教科教室(7(中1)-9(中3)年生)	6	68	408	学習空間8.0m×8.5m
	多目的室(1-9(中3)年生)	5	68	340	普通教室1.0教室分
	多目的スペース(3-9(中3)年生)	7	96	672	1普通教室あたり0.7教室分程度、ロッカースペースを含む
	多目的室・特別支援教室	8	34	272	普通教室0.5教室分(4~8学級に分割可能)
	通級指導教室	2	34	68	普通教室0.5教室分
	ブレイルルーム(特別支援)	1	102	102	普通教室1.5教室分
特別教室ゾーン	図書室(メディアセンター)	1	272	272	普通教室4.0教室分(司書スペース・書庫含む)
	放送室	1	34	34	普通教室0.5教室分(放送機材室+スタジオ)
	理科室	2	102	204	普通教室1.5教室分
	理科準備室	2	34	68	
	調理室	1	102	102	普通教室1.5教室分
	調理準備室	1	34	34	
	被服室	1	102	102	普通教室1.5教室分
	被服準備室	1	34	34	
	音楽室	1	102	102	普通教室1.5教室分
	音楽室(演奏)	1	136	136	普通教室2.0教室分
	音楽準備室・楽器庫	1	68	68	
	図工室	1	102	102	普通教室1.5教室分
	図工準備室	1	34	34	
	美術室	1	102	102	普通教室1.5教室分
	美術準備室	1	34	34	
	技術室	1	136	136	普通教室2.0教室分(マシンスペース0.5教室分含む)
	技術準備室	1	34	34	
	児童会・生徒会室	1	68	68	普通教室1教室分
	ランチルーム	1	238	238	普通教室3.5教室分
	教科メディアスペース	2	34	68	普通教室0.5教室分(理科、図工美術)
管理諸室ゾーン	階段教室	1	136	136	普通教室2.0教室分
	職員室	1	272	272	普通教室4.0教室分、執務机48席(事務員執務机 [※] -ス)、フリーアドレス考慮
	相談コーナー	1	16	16	職員室に隣接して設ける
	教材作成室	1	48	48	印刷室、教材作成スペース、映像編集スペースなど
	教職員休憩室	1	34	34	給湯、休憩スペース
	校長室	1	34	34	普通教室0.5教室分
	保健室	1	102	102	普通教室1.5教室分、アメンティ [※] -ス(静養室、トイレ、シャワー)含む
	カウンセラー室・相談室	1	68	68	普通教室1.0教室分、個室の相談室を複数確保
	スペシャルサポートルーム	1	68	68	普通教室1.0教室分、2分割対応
	サポートルーム	9	16	144	普通教室まわりに設ける、学年CRユニット/特支CRユニット毎に1室程度
	教職員更衣室	1	34	34	普通教室0.5教室分
	教材室	4	34	136	各階に設ける
	地域連携室	1	34	34	普通教室0.5教室分
共有部	昇降口(児童用)	1	136	136	普通教室2.0教室分
	昇降口(生徒用)	1	68	68	普通教室1.0教室分
	教職員来客用玄関	1	34	34	
	地域用玄関	1	34	34	
	給食受入室	1	68	68	1階に設ける
	給食配膳室	3	34	102	1階以外の各階に設ける
	児童・生徒更衣室	4	34	136	普通教室0.5教室分
	廊下・階段・EV				
	トイレ・バリアフリートイレ			3,271	床面積の33%相当
	PS・EPS・機械室				
合計				9,913	㎡ → 丸め 9,920㎡

□生駒南小学校を仮設利用した場合の仮設校舎プラン S=1/350



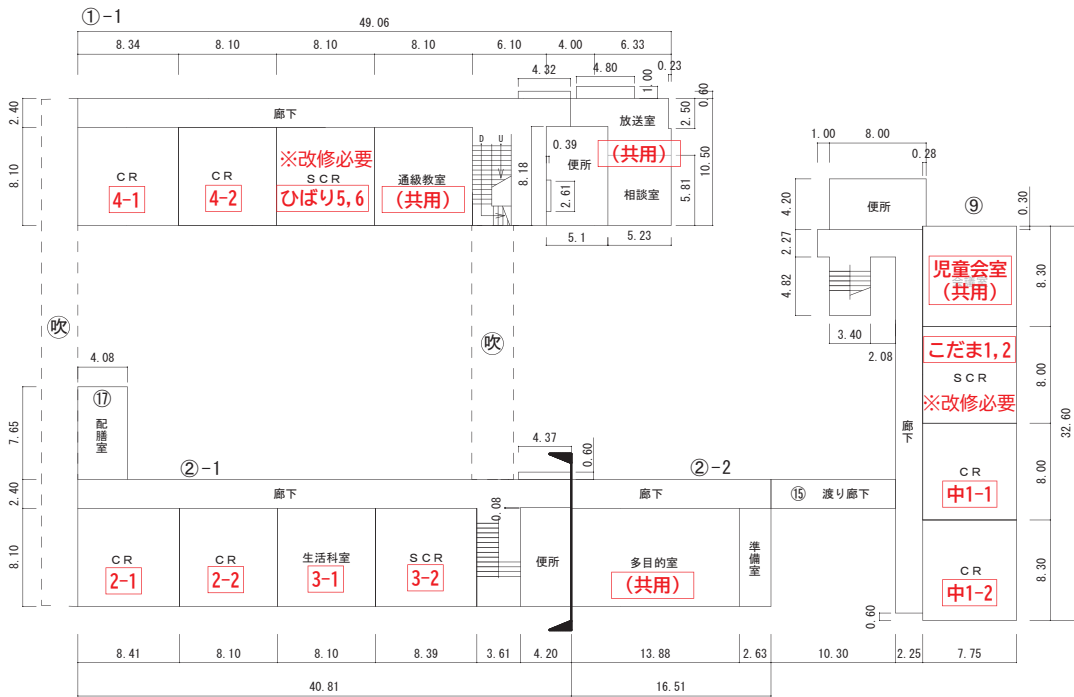
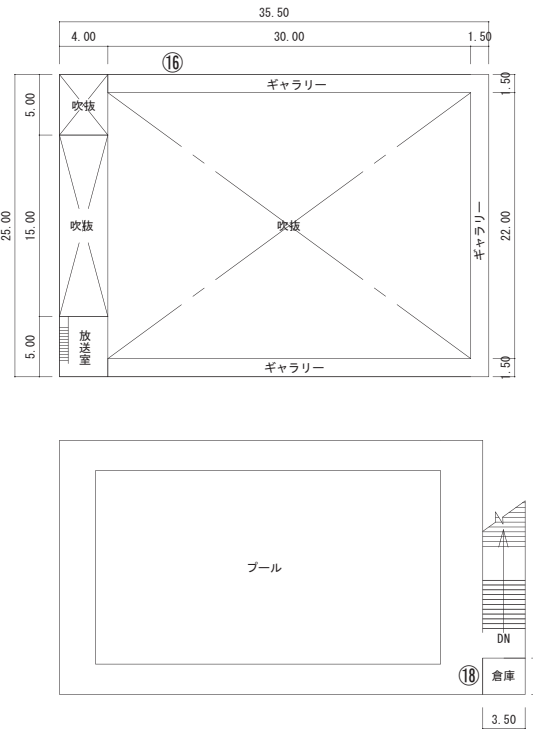
1 階平面図 (972 m²)

※利用頻度の低い特別教室のみ配置のため、WC は、設置しないものとする。

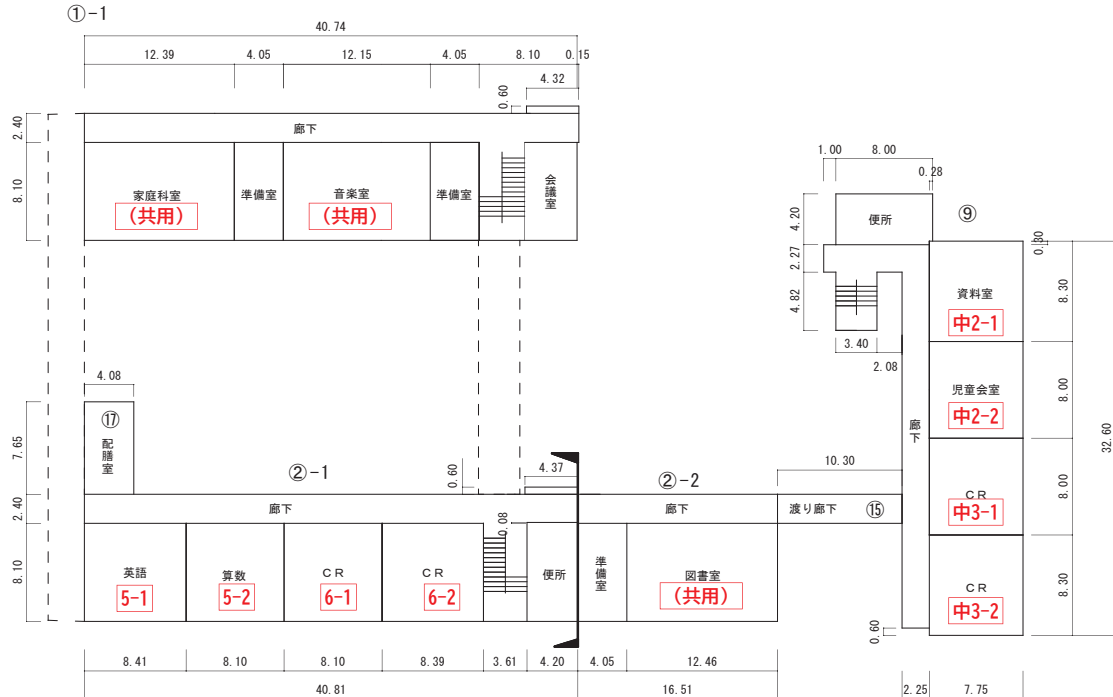
■d.仮設校舎の検討

仮設利用した場合の教室配置や不足教室、改修を想定する教室について検討します。

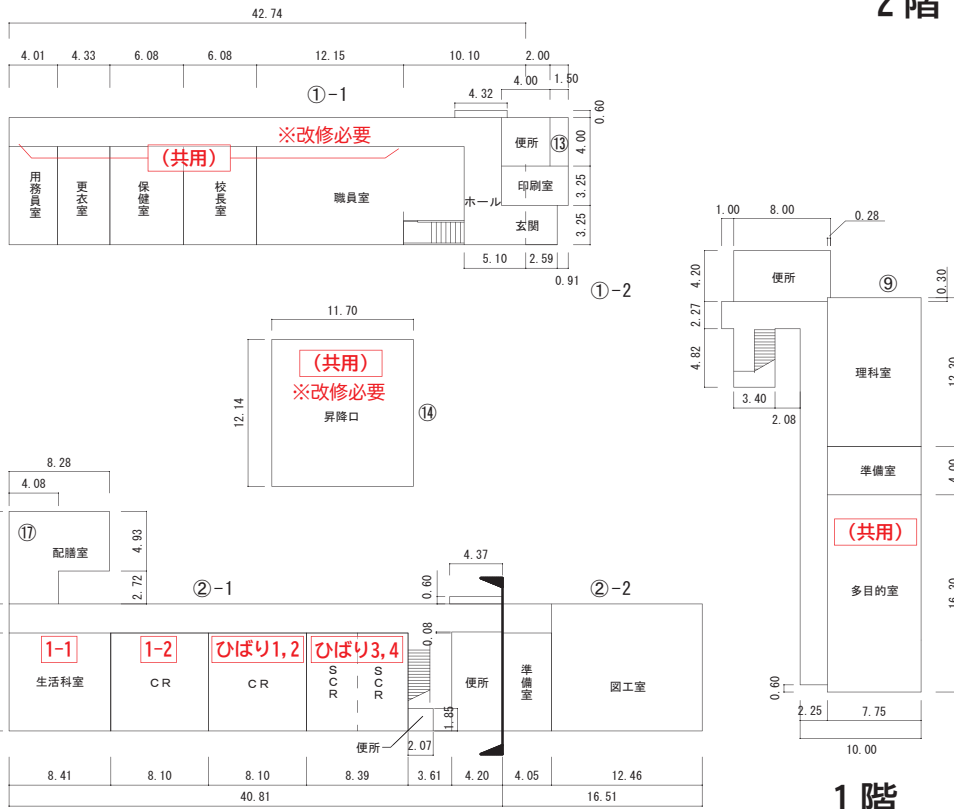
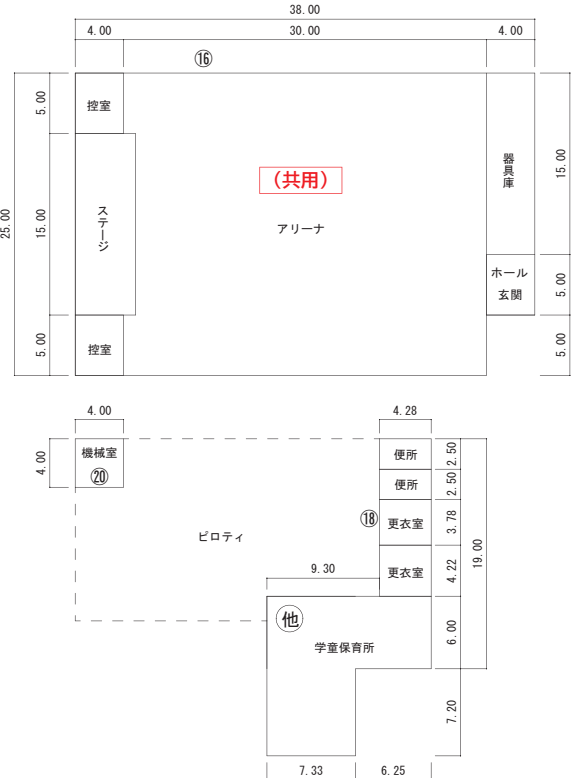
□生駒南小学校を仮設利用した場合



2階



3階



1階

不足教室

- 理科室、理科準備室 2 室
- 被服室、被服準備室 1 室
- 美術室、美術準備室 1 室
- 技術室、技術準備室 1 室
- 音楽室、音楽準備室 1 室

改修を想定する教室

- ひばり 5, 6 (間仕切り壁追加)
- こだま 1, 2 (間仕切り壁追加)
- 特別教室 (実験台、作業台、調理台などの高さ変更)
- 職員室 (家具増設、レイアウト変更など)
- 昇降口 (下足箱増設)

※倉庫・教材室を含まない
※生駒南 A 学室は既存利用する
※中学校茶道室、中学校会議室は多目的室などを利用する

建築設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

1. 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
2. 設計仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の間に相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 別冊の図面
 - (4) 特記仕様書
 - (5) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、発注者が定めた者をいう。
2. 「検査職員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。
3. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
4. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
5. 「設計仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
6. 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
7. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
8. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
9. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
10. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
11. 「特記」とは、1. 1の2.の(1)から(4)に指定された事項をいう。
12. 「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
13. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。

14. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
15. 「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
16. 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。
17. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
18. 「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
20. 「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
21. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
22. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
23. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

3. 2 設計方針の策定等

1. 受注者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書及び調査職員の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、調査職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

3. 3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。
2. 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 4 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査職員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
2. 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
3. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、調査職員の指示によるものとする。
4. 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ調査職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を調査職員に提出しなければならない。

3. 5 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書の内容は、特記による。
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 6 守秘義務

1. 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
2. 受注者は、その従業者がこの契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 7 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が生駒市の入札参加資格業者である場合は、入札参加停止期間中であってはならない。
5. 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

3. 8 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

3. 9 調査職員

1. 発注者は、調査職員を定め、その氏名を受注者に通知するものとする。その者を変更したときも、同様とする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 調査職員の権限は、発注者の権限のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に規定する事項とする。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
5. 調査職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 10 管理技術者

1. 受注者は、管理技術者を定めその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 管理技術者の資格要件は、特記による。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 管理技術者の権限は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、管理技術者又は受注者の使用人若

しくは一部再委託の受託者がその業務の実施につき著しく不相当と認められる場合の必要な措置請求の受理、同当該請求に係る事項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除く。)を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。

5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3. 11 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等(以下「貸与品等」という。)は、特記による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 13 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
2. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。
3. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 14 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 15 条件変更等

受注者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

3. 16 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不適當と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰することができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合

3. 17 履行期間の変更

1. 受注者は、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を書面により発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

3. 18 修補

1. 受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
2. 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

3. 19 設計業務の成果物

1. 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行うものとする。
3. 受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は調査職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

3. 20 検査

1. 受注者は、設計業務が完了したとき、部分払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
2. 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務成果物の検査
 - (2) 設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

3. 21 引渡し前における成果物の使用

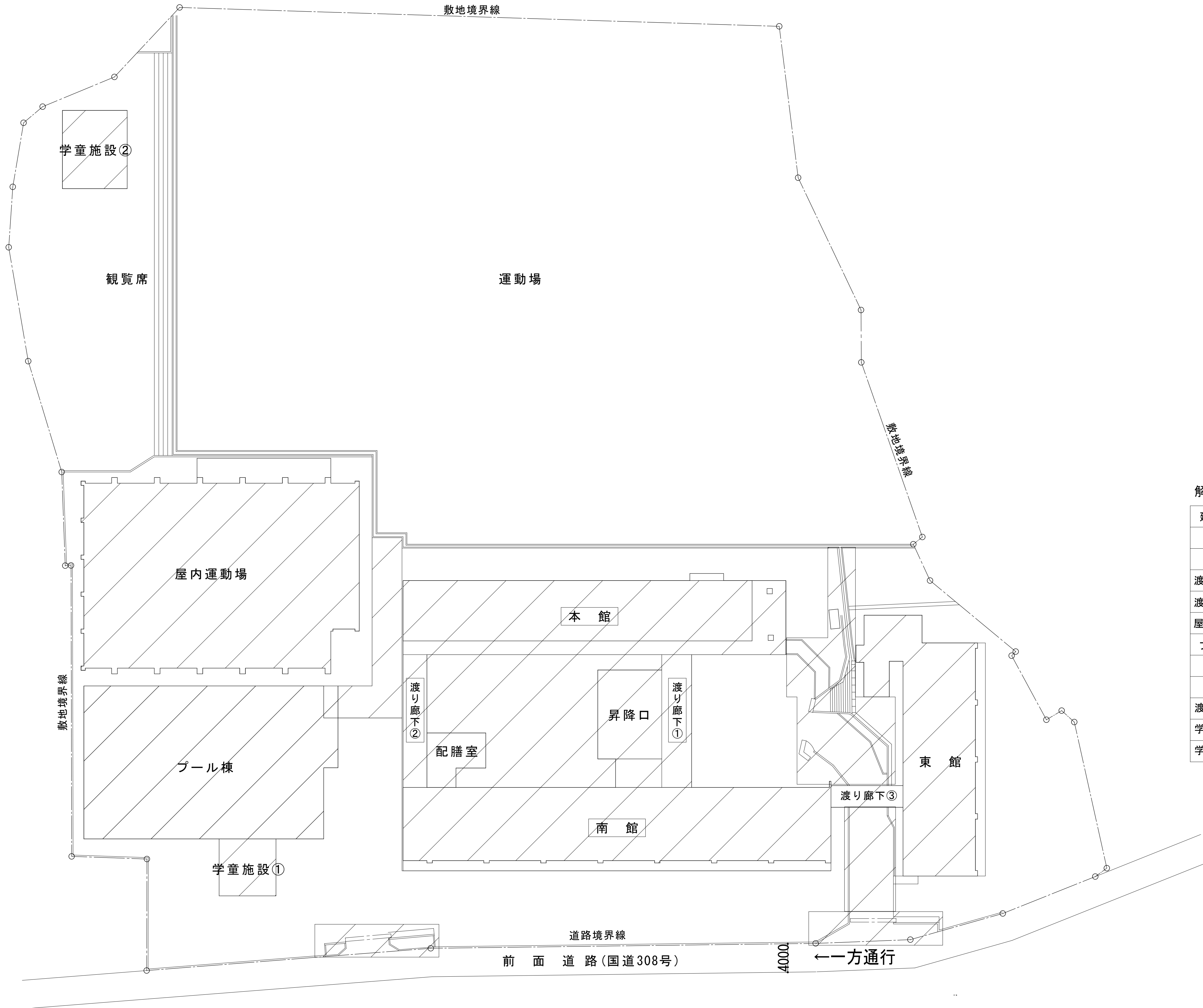
受注者は、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務



附近見取図 NonScale

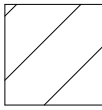
			 生 駒 市 役 所 教育部 教育総務課	Project Name	生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務	Date	R7.5	Check	Design	Draw	D C M E	/
				Title Name	タイトル 附近見取図	Scale	non-scale				No.	1 / 11



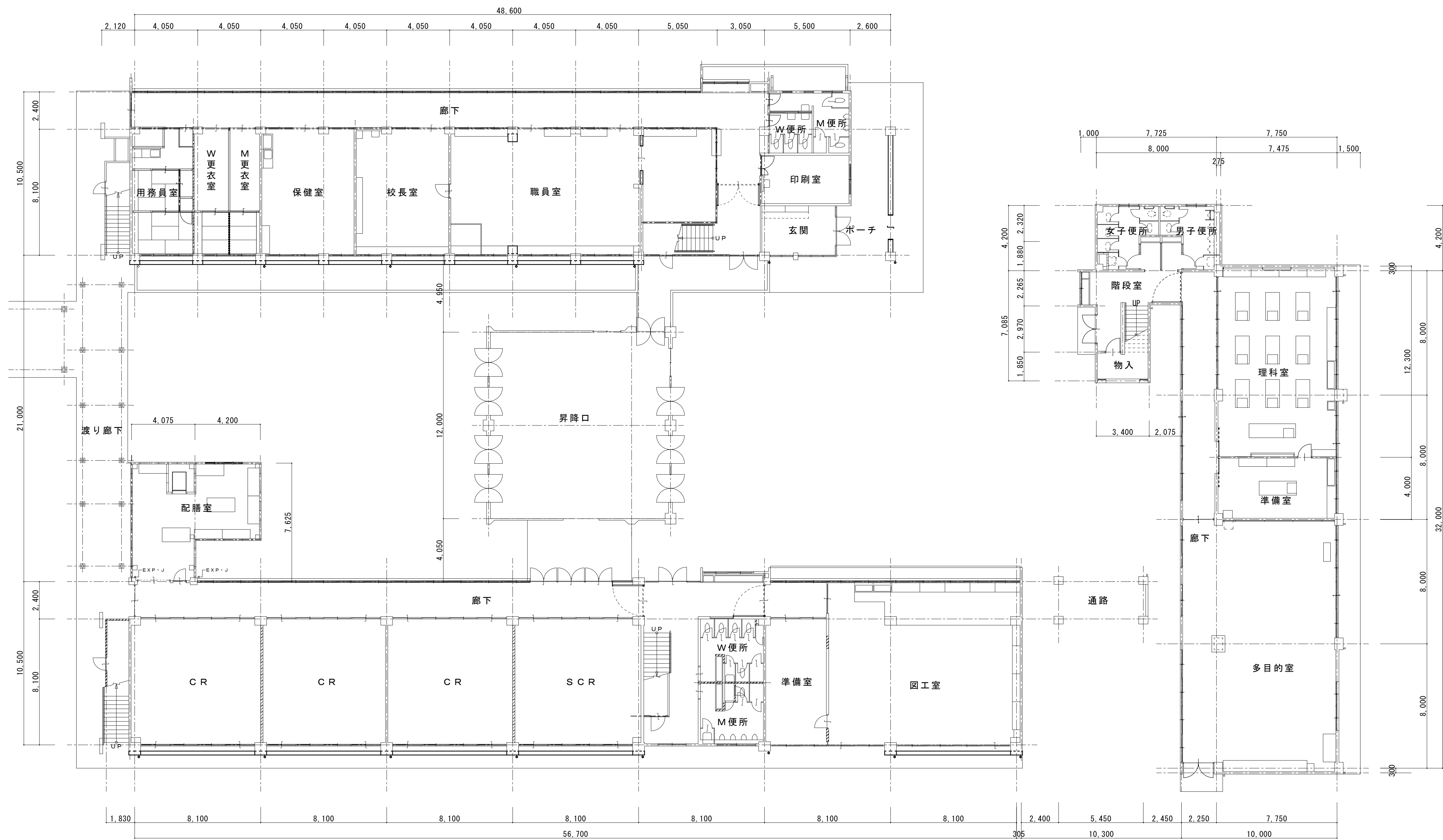
解体撤去建築物

建物名称	構 造	階数	延べ床面積
南 館	R C 造	地上3	1,813 m ²
本 館	R C 造	地上3	1,448 m ²
渡り廊下①	R C 造	地上1	78 m ²
渡り廊下②	S 造	地上1	63 m ²
屋内運動場	R C 造	地上1	1,170 m ²
プール棟	R C 造	地上2	709 m ²
配膳室	S 造	地上3	113 m ²
東 館	R C 造	地上3	1,165 m ²
渡り廊下③	R C 造	地上3	93 m ²
学童施設①	S 造	地上1	55 m ²
学童施設②	S 造	地上2	188 m ²

合 計 6,895㎡

 解体校舎を示す

配置図 S=1/600



1 階平面図 1:200



生 駒 市 役 所
教育部 教育総務課

Project Name 生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務

Title Name 生駒南小学校 1 階平面図

Date R7.5

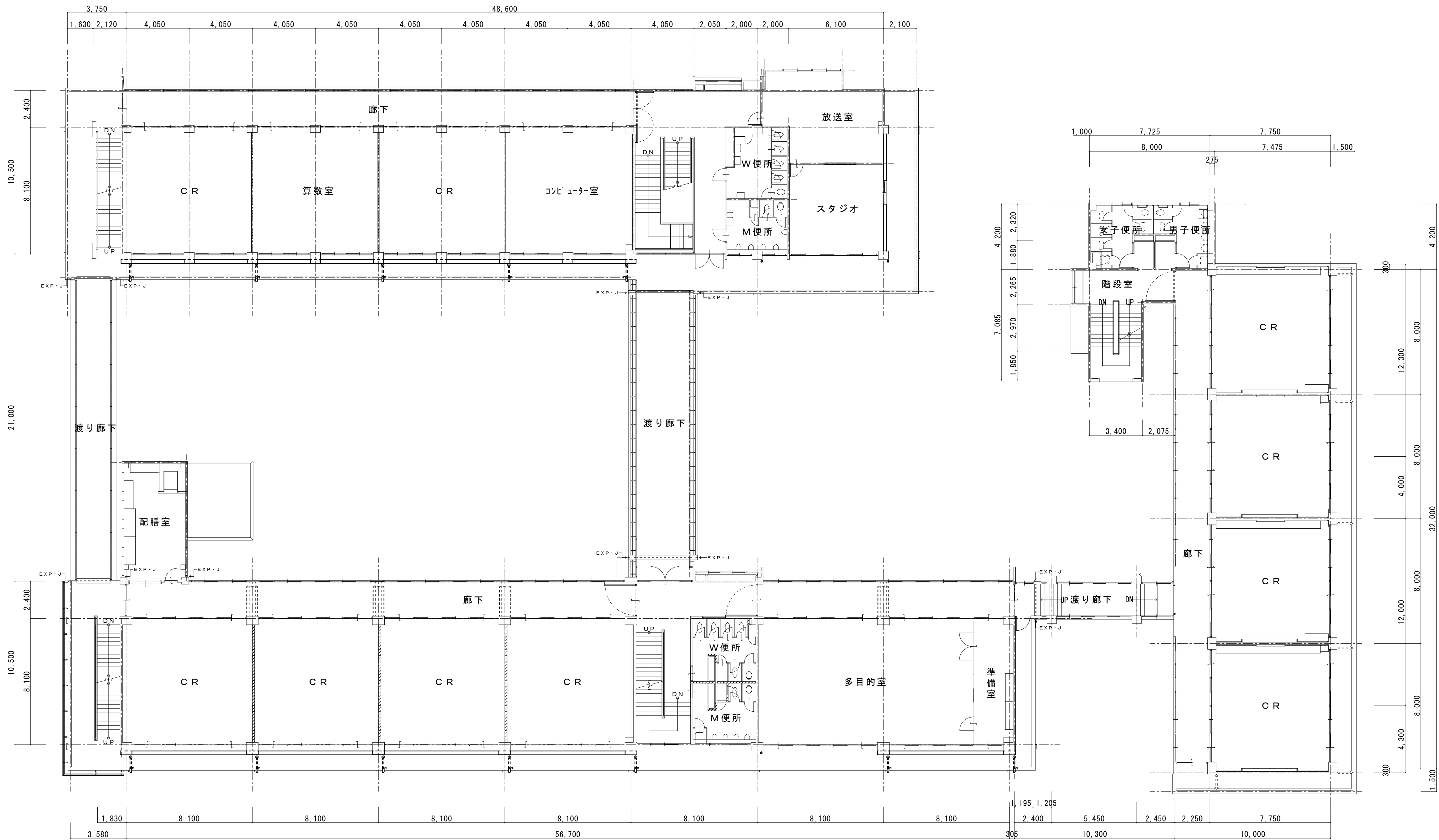
Check

Design

Draw

D C
M E

No. 3



2 階平面図 1:200



生駒市役所
教育部 教育総務課

Project Name 生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務

Title Name 生駒南小学校 2階平面図

Date R7.5

Check

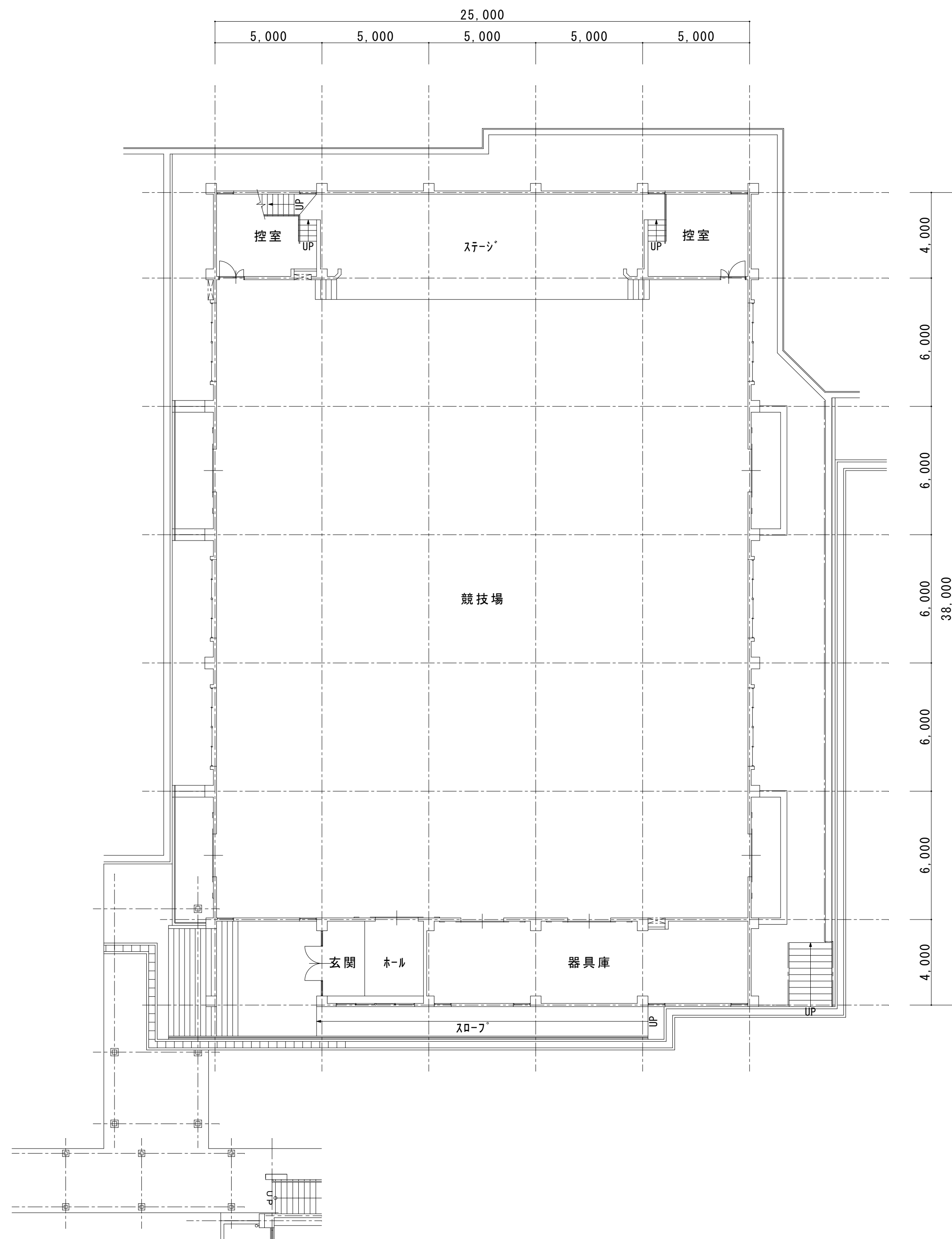
Design

Draw

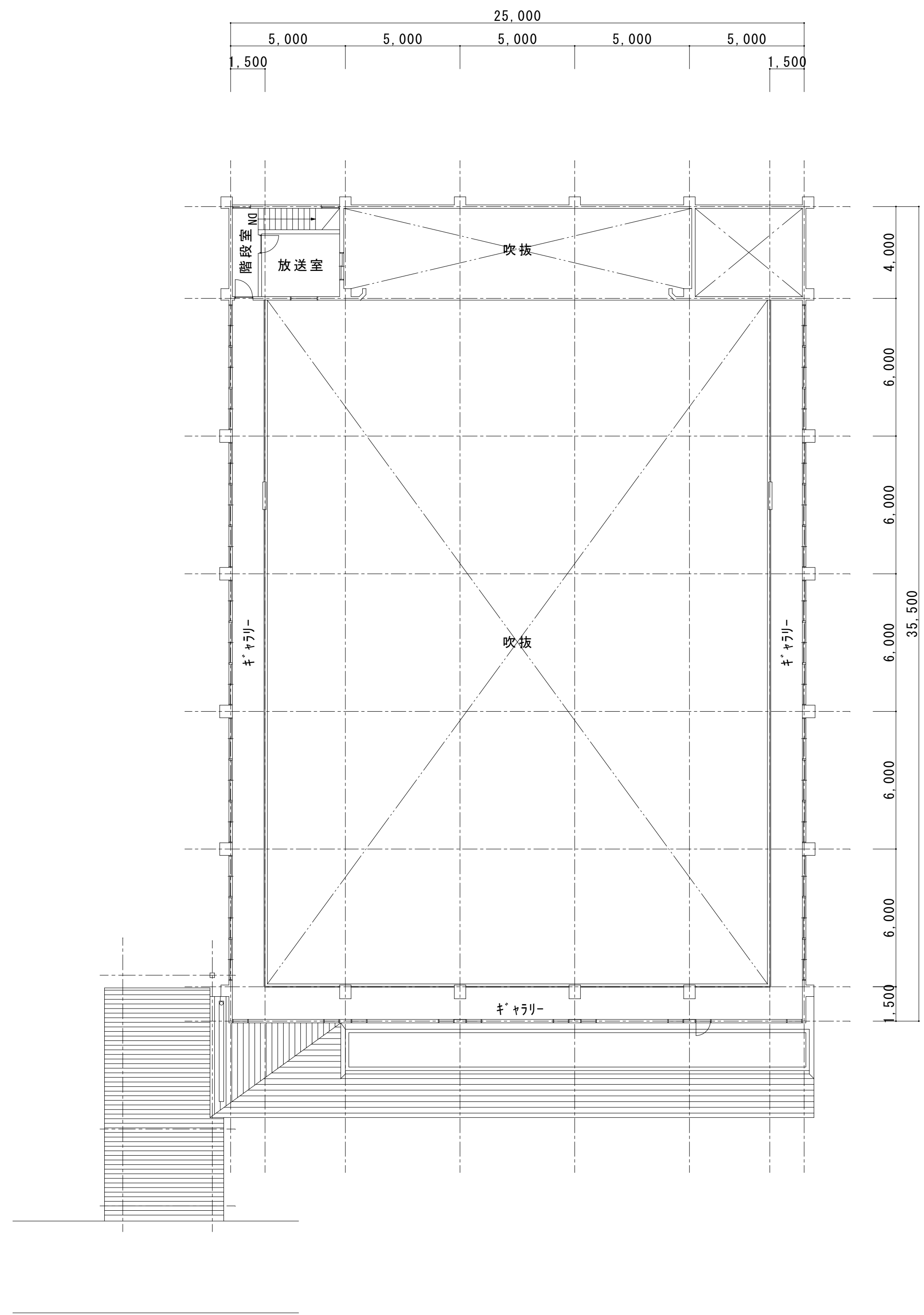
D C
M E

No. 4





1 階平面図 1:200



2 階平面図 1:200



生 駒 市 役 所
教育部 教育総務課

Project Name 生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務

Date R7.5

Check

Design

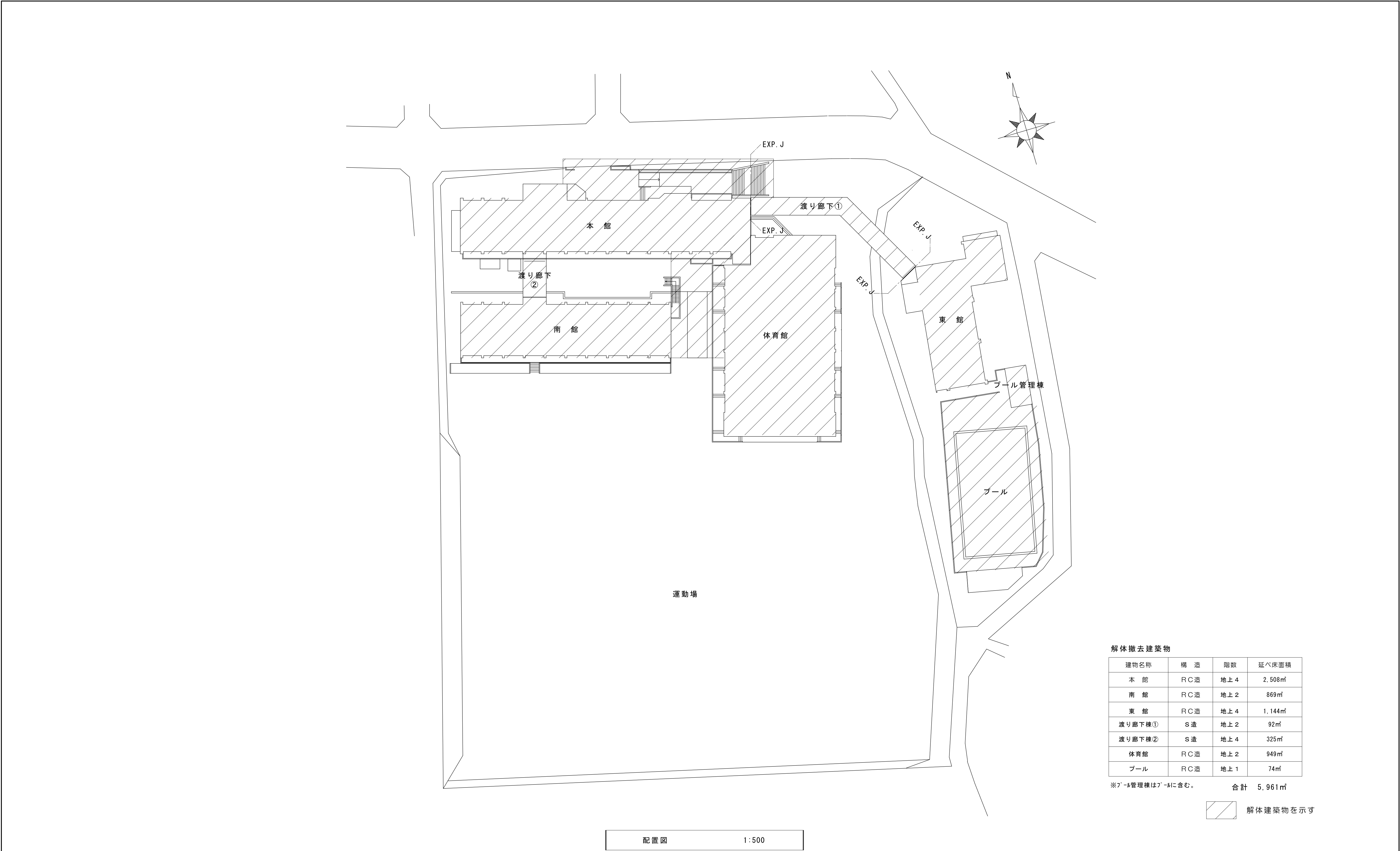
Draw

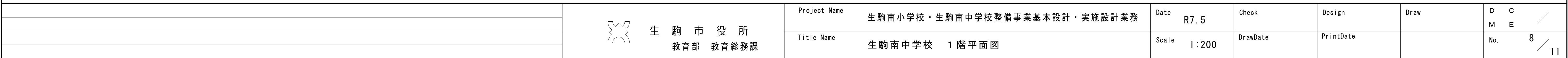
D C
M E

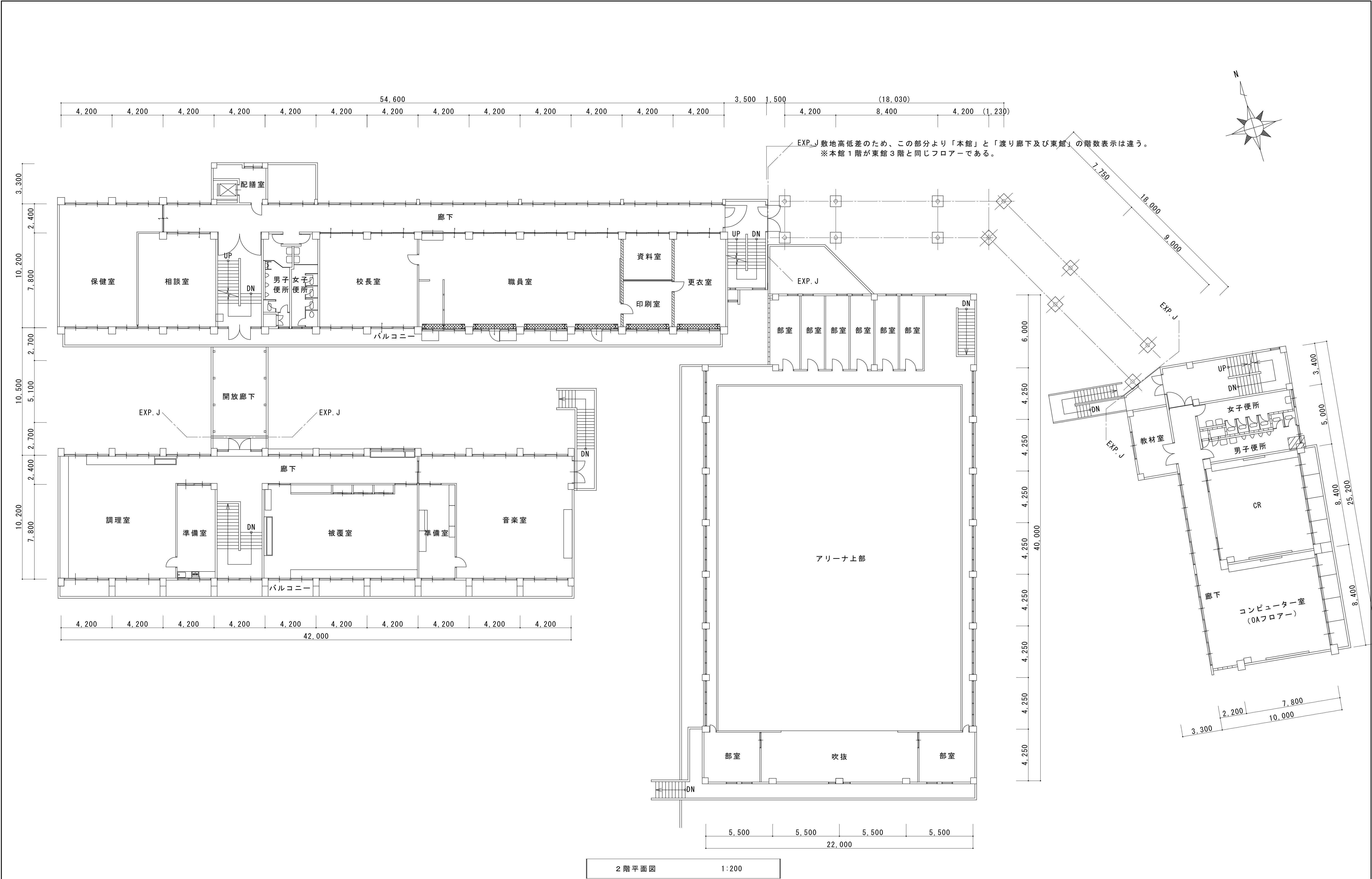
Title Name 生駒南小学校 屋内運動場 1 階平面図 2 階平面図

Scale 1:200

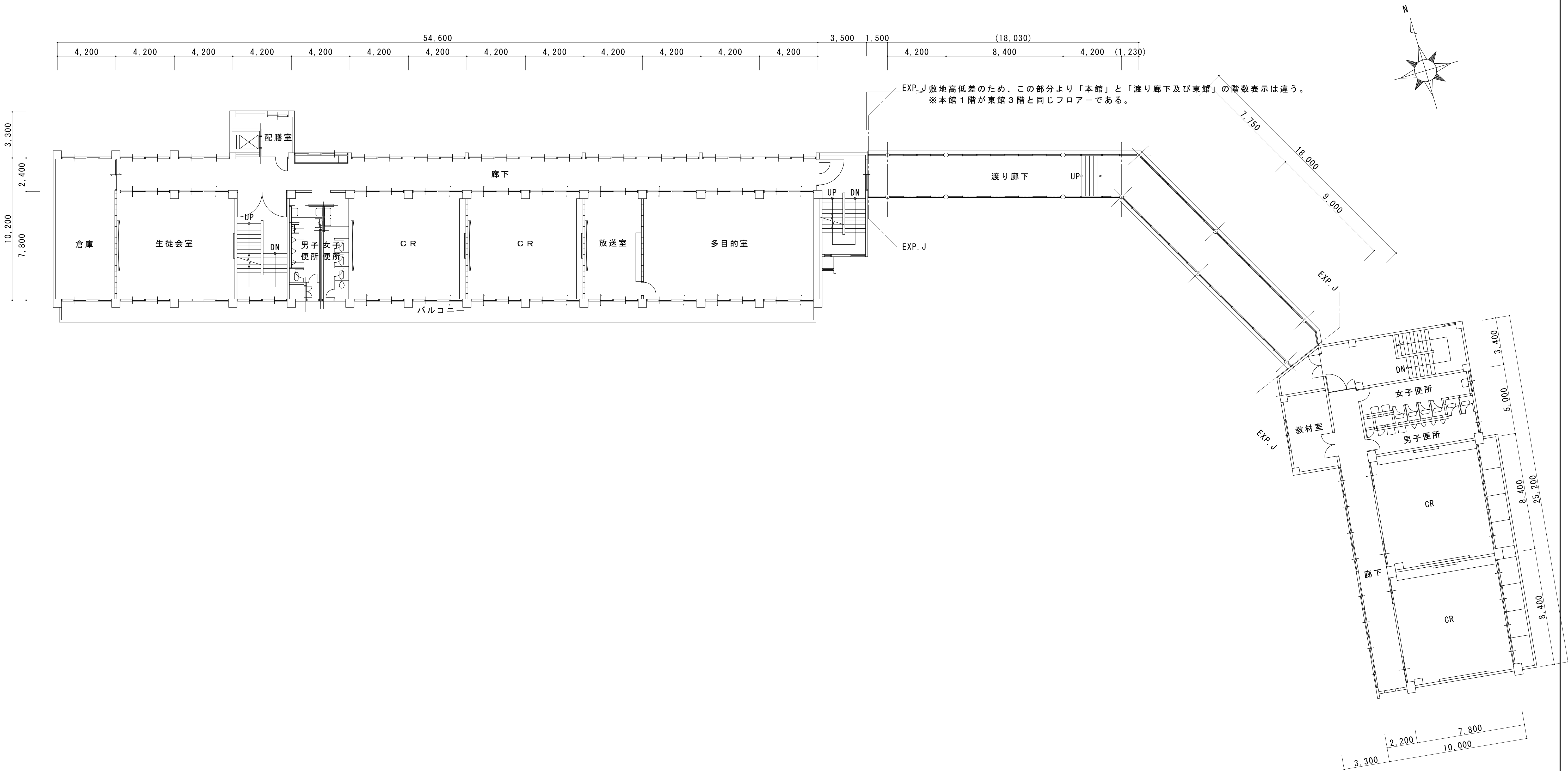
No. 6







2 階平面図 1:200



4 階平面図

1:200

				生 駒 市 役 所 教育部 教育総務課	Project Name	生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本設計・実施設計業務	Date	R7.5	Check		Design		Draw		D M	C E	/		
					Title Name	生駒南中学校 4 階平面図	Scale	1:200	DrawDate		PrintDate				No.	11	/		